

平成 28 年度 第 3 回岐阜市公営企業経営審議会議事録（概要）

日 時 平成 28 年 10 月 6 日（木） 午前 10 時～

場 所 市庁舎低層部 4 階 第 1 委員会室

議 事

- ・水道料金のあり方について

出席委員

木村 隆之 会長、長屋 千歳 委員、小堀 将大 委員、須賀 敦士 委員、
井深 正美 委員、内藤 邦雄 委員、瀨瀬 晴美 委員、市川 ひろみ 委員、
入山 信子 委員、佐々木 和雄 委員

欠席委員

谷藤 錦司 委員、藤吉 一郎 委員、山田 英治 委員、小山 昭久 委員、河野 美佐子 委員

～資料説明～

有収率改善への取組について

A 委員)

各個人の家庭で漏水が発生した場合、すぐに対応してもらえるものなのか。

事務局)

各家庭の給水管は個人の所有物なので、宅内で漏水している場合は、それぞれの家庭で業者に依頼してもらうことになる。また、公道の下で漏水している場合は市が対応する。

B 委員)

前回に比べれば、有収率の説明が具体的にされて、大変良い。ただし、気になるのは、中期経営プランにおける平成 30 年度の有収率の目標が 78.5%で、さらに 80%まで向上させたいとの説明に対し、これまでの状況は、昭和 63 年の有収率は 67.1%、平成 26 年が 74.7%、この間、7.6%、平均で 0.25%の向上となっていることである。74.7%を 80%にするためには、5.3%引き上げが必要であり、平成 26 年までの実績である毎年 0.25%の引き上げであれば、80%になるのに 21 年かかる計算になる。アクションプラン等について説明もがあったが、この更新率 1%を達成するためには一体、いくら掛かるのか。

事務局)

この後の事業計画の説明の中でも示すが、年間1%の布設替えで、約15億円。

B委員)

先程、小ブロックで配水圧減圧との説明があったが、小ブロックというのは具体的にど
ういう区域なのか。

事務局)

岐阜市は6つに給水ブロックに分けており、区域内をさらに小さく区切ったのが、小ブ
ロック。

そのような小ブロックで有収率が低く、全体の有収率を下げている原因となっている地
区を確認し、集中的に布設替えをしていくことで、その区域全体の有収率を底上げしてい
くといったことを、今、進めつつある。

B委員)

全体ではなく、より細かい単位で有収率が分かれば、そこを集中的に直すということか。

事務局)

アクションプランにもある布設替えにも関連するが、更新計画というものを立てて、市
内の管路について悪い箇所をランク付けしており、特に悪い小ブロックには集中して投資
して、布設替えをすることによって、区域全体の有収率のアップにつなげていくといった
ことを進めている。

ただし、小ブロック化は市内全域で実施している訳ではなく、順次進めつつある段階で
もう少し時間がかかるが、分析ができたところについては対策をしてくれている。

B委員)

これは平成26年から実施しているのか。

事務局)

そのとおりである。

B委員)

毎年15億円投資して、更新率1%ということをやれば、10年後には有収率は80%
程度になるということか。

事務局)

布設替えに加えて、他の施策も合わせて実施することで目標値に近づけたい。

C 委員)

漏水による損失額が 5,900 万円で、基本的には電気代という説明であったが、漏水を改善するための調査・工事・修繕に掛かった費用はいくらか。

事務局)

調査には年間約 3,000 万円から 4,000 万円の費用を要している。修繕費用は、配水管と給水管の両方を合わせて、約 1 億 5,000 万円から 2 億円である。

C 委員)

そうすると、漏水を改善するための費用のほうが動力費等の損失額より圧倒的に多いということか。

事務局)

修繕の方が費用は掛かっている。

C 委員)

損失額 5,900 万円の内訳が、電気代だけというのは非常に違和感がある。水道管の減価償却や人件費も入っていないが、例えば、ポンプ等の消耗等は考慮に入れなくてよいのか。それらの減価償却は費用に入れなくてよいのか。

事務局)

有収率のコストを検証する際、直接の費用は動力費及び薬品費と従前から整理している。指摘のとおり、減価償却も含める考え方もありうるかもしれないが、直接目に見える費用として、この二つが主なものであると考えている。

C 委員)

この損失額を算定する基準等はあるのか。他都市はどのように算定しているのか。

事務局)

他都市の事例は確認していないので、先進事例を持つ都市等に確認したい。

有収率については、本市は他都市に比べて低いため、他都市が損失額をどのように算定しているかということも含めて、調査をしていきたい。

C 委員)

前回、単純に原価を掛けるのではないかという話も出ていたが、他の市町に関する新聞記事で給水原価から損失額を算出しているものも見たことがあるので、研究してもらいたい。5,900万円という数字は数字が甘いのではないかという印象はある。

事務局)

研究する。

D 委員)

更新率 1%を目標にということだが、過去 10 年の実績は 0.7%である。人口が減少傾向の中で、収入も比例して減少していくことが予想されるが、この 1%というのは、実現可能な目標か。この後、事業計画の中で説明があるのか。

事務局)

後程、説明する。

D 委員)

有収率改善に向けての取組の中で、漏水調査について、3年で全域を調査していたものを平成 25 年度から 2 年で全域を調査することとした結果、非常に発見件数が増えたとのことだが、他の中核市等では、何年で全域の調査をする都市が多いのか把握しているか。

事務局)

把握していないので、確認する。

D 委員)

承知した。全域調査においては、布設後間もない管は対象から除くのか。それとも、新しい管も、古い管も調査するのか。何年以上経過した管を調査するなど基準があるのか。

事務局)

配水管は平成 6 年以前の管を対象に調査を行っており、給水管については、布設された年数に関わらず調査をしている。

D 委員)

(配水管については) 20 年以上前の管を調査の対象としているということか。

事務局)

そのとおりである。

会長)

1%の更新率を実現していくことが一つの目標であり、それを裏付ける財政計画は、この後、審議する。1%の更新率を実現していけば、有収率の大幅な改善が見込める見通しだが、これまで、更新率が非常に低い水準に留まってきたという実績がある。このような実績についてはどのように捉えているのか。

事務局)

利用者の負担を考慮し、平成 26 年度の料金改定まで 14 年間、料金を据え置いてきた。その間、経費削減のほか、事業運営をしていくために投資を手控え、また、必要最低限の投資のための財源は企業債に求めてきた事実がある。投資の手控えが更新率低迷の原因であると判断しており、それは前回の料金改定の審議の際にも説明している。

～資料説明～

水道料金のあり方（事業計画）について

A 委員)

上下水道事業部が工事を行う際には、他の工事主体と事前に協議をするのか。長期間、様々な工事をしているように見える道路があり、無駄な税金を使っているのではないかと疑問があった。道路を掘削する際など、他の事業者等と計画の打ち合わせ等はあるのか。

事務局)

以前から、基盤整備部が中心となって、連絡協議会が年度当初に開催されており、年間の計画をそれぞれ示して、同じ場所で工事を行うときには、合わせて実施するなど調整している。

B 委員)

資料 6 ページに記載の鏡岩とは、鏡岩の給水所のことか。

事務局)

鏡岩の水源地全体の整備についてである。

B 委員)

鏡岩の配水池はいつできたのか、整備費はいくらか。

事務局)

供用を開始したのが平成 14 年、整備費は総額約 30 億円。

B 委員)

資料 6 ページの鏡岩水源地の整備については、他の水源地に比べて突出して整備費が高いが、建設からまだ 12 年しか経っていない施設でなぜ、こんなに費用が掛かるのか。

事務局)

鏡岩水源지는、配水量が市内で一番多く、ポンプの取り換え等に投資が必要である。ここに示している 20 億円には（平成 14 年に供用開始した）配水池に係る費用は入っておらず、ご指摘の鏡岩配水池について現時点では、今後 10 年間は更新費用を計上していない。

B 委員)

供給している量は分かるが、そんなに費用が掛かるものなのか。

事務局)

耐震補強なども予定しており、他の水源地よりも投資額が多い。

B 委員)

鏡岩配水池の中の水漏れ等の修繕費ではないのか。

事務局)

そういったものではない。ポンプ等を計画的に取り換えていく必要がある。ポンプが止まれば、利用者に迷惑をかけるため、確実に機能維持をしていく上での必要最小限の投資と考えてもらいたい。

B 委員)

有収率の関係で、漏水対策とか、調査の費用はどこに入ってくるのか、水道管の布設替えに掛かる 15 億円とは別か。

事務局)

漏水対策の費用は、維持管理経費として収益的収支に計上する。資料 8 ページ等には、水道管の布設替えなど資本的収支に属するものを記載しており、この表には漏水対策の費用は含まれていない。

B 委員)

漏水対策の費用と、布設替えの費用は、どのように関係するのか。

事務局)

漏水対策の経費は、収益的収支に計上され、純利益が減ることになる。

詳細は後程、財政計画の中で説明するが、事業計画で示したのは、二本立ての会計制度の中の資本的収支で、ご質問の維持管理経費は、もう一方の収益的収支で計上される。維持管理経費は、収益的収支における利益に影響を与えるので、その結果、資本的収支の不足を補う補てん財源に影響するなど、密接に絡み合っている。

E 委員)

資料 7～9 ページには、今年度から平成 37 年度まで 10 年間の見通しが示されているが、なぜ 10 年間なのか。人口減少、人口動態の推移の影響、あるいは立地適正化計画の課題等も考慮して、10 年という設定をしているのか。

事務局)

公営企業については、国も長期的な視点での経営を求めている、10 年程度の事業計画及び財政計画を策定するよう要請されている。これまでは、料金改定を視点を、3 年から 4 年程度の事業計画及び財政計画を策定していたが、今後の人口減少等を踏まえて、まず、国の示す 10 年間の事業計画及び財政計画をしっかりと定めることを考えている。

また、計画は毎年度検証し、毎年度、あるいは計画期間の終了に伴って見直すことも想定している。

～資料説明～

水道料金のあり方（財政計画）について

B 委員)

人口減少による給水人口の減少、さらに高齢化率が 2025 年には 30%を超えると想定される中で、収益の 94%を占める料金収入の見込みが本当にこれでいいのかと懸念する。高齢化の影響や節水機器の普及など、水需要そのものが全体的に減ることが加味されているのか。

事務局)

有収水量については、これまでの実績を基に、人口減少を加味しながら、水使用の動向も加味して算定している。人口減少とともに、これまでの実績の中で、節水機器の普及による水使用の減少というものも当然現れてきていると判断しており、それを加味した有収

水量の見通しと考えている。

B 委員)

全体的に水需要が減る中で、今と同じような汲み上げ方をするのか。需要が減るから、汲み上げる量も減ってくるのではないかと思うが、そのあたりの関係はどうか。

事務局)

現在でも、利用者が使われる水の量に合わせて、水を汲み上げている。配水池の中にある程度の水量を保ちながら、利用により減少する水量に応じて、新たに汲み上げている。今後も無駄な汲み上げはない。

B 委員)

平成 26 年度の値上げで、市民生活に大きな負担がかかったことは事実。今後 10 年間の見通しを厳しく見ていくことは必要だと思うし、有収率の問題について、無駄なお金を使わないよう徹底するというのを、ぜひ肝に銘じてもらいたい。

もう一点、水道を使ってもらい、収入を増やすということを考えなければいけない。毎年 1,400 戸程度は井戸水からの切り替えがあるとの説明だったが、利用者を増やすという観点で、水道への誘導施策というものをどのように考えているか。

事務局)

大口の井戸水利用者に水道へ切り替えてもらうため、昨年 50 件、今年 50 件訪問し、切り替えを依頼した。また、公共施設については、近年、災害時のリスクを低減するため井戸と水道の 2 系統の保持がトレンドとなっており、県病院や県警本部などは併用である。岐阜市の施設では、メディアコスモスのほか、新庁舎も併用となる予定である。新しい県庁については、設計段階で、まだ具体的な話はないものの、同様の形になると思われ、引き続き、県に対して働きかけを行っていきたい。

B 委員)

一般の利用者が、井戸から水道に替える際の補助金はいくらか。

事務局)

2 万円である。

B 委員)

工事費に何十万円と費用が掛かる。新築の家屋には安心安全ということで水道水を引いてもらっているかと思うが、井戸水利用者に切り替えてもらうためにも、補助金の是非は

別にして、やはり誘導策を積極的にやる必要があるかと思う。県庁は併用か。

事務局)

県庁は井戸水のみである。

B 委員)

仮に、県庁が水道使った場合にはどの程度の収入が見込めるか。

事務局)

現在、県庁は年間 72,000 m³使用しており、料金に換算すると約 1,200～1,300 万円ほど。

B 委員)

県庁の建て替えについては、設計者が決まったようなので、積極的に働きかけをして、井戸水ということがないようにしてもらいたい。

事務局)

県としても防災の観点があるので、併用となるのではないかと想定している。企業管理者としては、水を使ってもらいたいので、働きかけについては十分に検討していきたいと考えている。

B 委員)

一般家庭に対しても、2 万円だけではなくて、もっと色々考えてもらいたい。

事務局)

補助額が少ないとのご指摘かと思うが、中核市で補助制度があるのは岐阜市だけ。他都市のような水道加入金も徴収していない。水道の申込みという点では、利用者にとって有利な条件を提供していると考えている。

F 委員)

前回、時効について水道料金が 2 年、下水料金は 5 年であり、また未収金については水道料金が 1 億円、下水料金は 3 億円との説明があった。未収金を足し合わせれば、下水道事業の人件費の半分程度になる額で、収益確保の取組が大事だと思う。平成 27 年度に、不納損金処理をした額はどれだけであったか。

事務局)

水道料金が約 3,000 万円弱、下水料金が 3,700 万円弱である。

F 委員)

水道料金は時効 2 年の私的債権、下水料金は時効 5 年の公的債権という説明であったが、公的債権は、5 年経過すると自動的に消滅してしまう債権。水道料金は時効 2 年だが私的債権であり、援用対象。未納者が 2 年経過後に払わないとの主張をすれば時効の援用が成立するわけだが、全員がそのような意思表示をするわけではないのではないか。そうであれば、水道は 2 年経過しても、法的には債権として残る。時効期間の差異によって、水道料金と下水料金でこの未収金に差があるという説明は不合理ではないか。

料金の徴収については、地方自治法によって、徴収方法が定められているが、水道料金も下水料金も、履行期限が経過したものについては、督促をすることとされており、督促をしてもなお相当期間納付されない場合は、法的手続等をとらなければならない、と地方自治法施行令に定められている。この手続きがとられれば、水道の 2 年の時効も下水道の 5 年の時効も、時効は延長される。法律に定められたとおりに手続きをすれば、当初の 2 年や 5 年以上の期間、時効による消滅は発生しないのではないか。

事務局)

5 年というのは原則で、滞納には様々なケースがある。例えば、10 分の 1 ずつ 10 か月に分けて払うといったような分納になると、そこで時効が中断され、新たに 5 年の計算が始まるため、最初の期限から 5 年ということではない。

F 委員)

それは理解している。時効が中断されると、水道料金は新たにそこから 2 年の時効がスタートするわけだが、そうであれば、当初の説明のあった下水料金は時効 5 年、水道料金は時効 2 年という違いは、水道料金のほうが未収金が少ないという事実とは関係がないと思う。

各々の債権は、損金処理されるまでに相当の期間が本当は確保されているとも見えるが、これまでの説明ではそれより少ない期間で処理されているのではないか。

事務局)

2 年で時効だが、その後は簿外で債権として管理をしている。閉栓となった利用者への徴収は困難であるが、まだ契約中の利用者については、引き続き徴収の努力をしている。

F 委員)

簿外で管理ということは、この決算資料に載っていないということか。

事務局)

簿外であるため載っていない。

F 委員)

その簿外というのは、そこで管理していることが何らかの形でわかるようになっているのか。れっきとした債権であり、帳簿から消してしまうことは、いわゆる所定の手続きを経て議会の承認を得る必要がある債権ではないかと思うが。

事務局)

簿外の場合は、決算には載らないが、別途管理している。

F 委員)

不納処理されたと説明のあった水道料金約 3,000 万円及び下水料金約 3,000 万円が、別途の帳簿に載っているということか。

事務局)

下水料金は 5 年で不納欠損処理をし、それ以上は回収しない。水道料金については 2 年で不納欠損し、その後、下水料金の時効に合わせてさらに 3 年間回収努力をしている関係上、2 年で不納欠損、簿外で管理した 3 年後に債権放棄という形となる。

水道料金について、2 年後に不納欠損処理するが、その後 3 年間の徴収努力において回収額があった場合は、再度収入に計上している。

F 委員)

前回の決算書類の中には、今の簿外があるということで、載っていない債権があるという理解で良いか。

事務局)

そうである。

F 委員)

水道料金は、下水料金の時効 5 年に合わせては処理しているとの説明だったが、それもやや疑問に思う。地方自治法施行令第 171 条の 7 には、「普通地方公共団体の長は、債務者が無資力又はこれに近い状況にあるため、履行遅延の特約又は処分をした債権について、当初の履行期間から 10 年を経過した後において、なお債務者が無資力にある場合には、無資力で弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権を免除することができる」と規定されており、10 年間は処理できないとも解釈できる。また、「前 2 項の免

除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない」と規定されており、10年を超えたものを償却する場合には議会の議決は不要だが、10年未満は議会の議決が必要と解釈できるが、議会に諮っているのか。

事務局)

本日は手元に地方自治法を用意していないため、次回、一連のご質問について回答することです承願したい。ただし、水道料金については、これまで自治法上の債権として扱われていたものが、最高裁の判例において、私債権であると判断されている。自治法の規定は再度確認するが、その判例に基づいて、水道料金については、自治法の影響を受けない私債権であると考えている。下水料金については、自治法の附則の中で、「下水使用料は自治法上の債権とする」と規定されているが、ご指摘のあった自治法施行令の部分がどういよう影響を受けるのか調査する。

F 委員)

自治法施行令で、水道料金についても督促すべきと規定されているはず。さらに、自治法第231条の3項によって、水道料金、下水料金ともに、法的手続きをとるべきと規定している。一度調べてもらいたい。

事務局)

次回、回答する。

F 委員)

1件数千円の水道料金をとるのに、法的手続きでそれ以上費用をかけた元も子もないが、債権回収の取組については、ある程度一生懸命やる必要があるのではないかと思う。

もう一つは、各都市でも見られるように、例えばサービサー（債権回収会社）や弁護士に回収を依頼することを検討してはどうか。出来高払いで受託するところもあるようだ。

また、水道料金だけでなく、地方税や他の一般債権、例えば公営住宅の入居家賃等、市として一体管理するような制度も別途考える必要もあるのではないか。

事務局)

そういった指摘は、別の場でも同様に受けたことはある。現在の取組としては、料金徴収業務を包括的に民間委託しており、収納率が向上してきている。法的手続き等については、専門的知識が必要なようであり、人力的な問題もあるため、検討が必要と考えている。

F 委員)

裁判所による支払督促は、10万円以下の債権であれば、数千円の費用で仮執行宣言まで

得ることができる。このような手続きは簡便にできる処置と思われるので、参考にしてもらえればと思う。

B 委員)

債権回収はどの程度までやっているのか。

事務局)

水道料金の滞納に対しては給水停止処分による効果があるが、下水料金の滞納はそういった手段はとれず、差押えもしていない。今のご指摘のように、そこまで徹底してやるとなると、やはり手間と知識と人の問題があるので、十分に検討していく必要がある。

B 委員)

弁護士に回収を依頼していたのではなかったか。

事務局)

それは市民病院である。

会長)

今のご指摘の点については、私としてもその趣旨はよくわかるので、事務局のほうで次回までに整えてもらいたいと思う。その他の点ではいかがか。

G 委員)

岐阜県内においては、他都市でも、岐阜市でも、人口が減少していく見通しということは何度も聞いており、市によっては空き家プロジェクトなど様々な取組で、他から住民を誘致して、人口を増やしていくという対策がとられている。水道事業としてはどうか。

事務局)

ご指摘の点は様々な検討も必要であるので、上下水道事業部だけでは解決できない話ではある。ただいまのご指摘は、立地適正化計画などにおいて触れられる部分ではないかと思うが、今後、関係部署との間でそうした機会があった際に話をしていくことも検討したい。

会長)

それでは本日のまとめをしたい。水道料金のあり方については、事業計画、財政計画の両面から概ね今後の10年間の見通しは良好であること、従って現段階において料金改定は不要であること、また算定期間を4年とすること、以上について事務局から提示がなされ

た。審議会の結論については、事務局案の方向で取りまとめることとしたいが、よろしいか。

(意見なし)

それでは、市長からの諮問に対する答申をまとめるため、原案の作成を事務局に依頼することとする。事務局に議事をお返りする。

～次回予定（10月下旬又は11月上旬）を案内し、閉会～